自然史

No. 3 2021. 5. 31

目 次

はじめに	·川端-	-弘1
四日市製紙株式会社後の大台ヶ原の伐採について	·川端-	-弘······2 ·
牧野富太郎の提言	·川端-	-弘7
新聞記事による薬草について	·川端-	-弘10
ナラノヤエザクラについて	·川端-	-弘13
春日山原始林周遊道路問題	·川端-	-弘20
興福寺と東大寺の若草山領有地争い	·川端-	-弘36

はじめに

奈良公園自然史の会は令和2年度はコロナウイルスによるレンゲツツジ・ナラノヤエザクラ観察会、2020年の第32回観察会は中止いたしました。毎日緊急事態宣言のなか自粛が余儀なくされ自宅に籠る日々ですが、会員皆様の無事と早くコロナウイルスによる人類の危機から脱却されんことを祈るばかりです。

世の中毎日コロナウイルスの話題です。私もワクチンの注射を待つ身ですが、11月には後期高齢者の仲間入りなので5月にはワクチンを受けられるのかなと思っています。 早く大量にワクチンが製造出来ることを願っています。

ご近所の方で長崎大学においてウイルスの研究をされていた方がおられました。故人となられましたがそれまでの研究をまとめられた本をいただいたのですが未読のまま (私には難しい) そのまま積読です。コロナウイルスが当時にはなかったのか研究の対象にはなかったようです。当時日本では少なかった研究者の方です。

一昨年は西大寺の奈良文化財研究所に通っていました。現在は立派な建物になっていますが平城宮跡のなかに建てられたプレハブの仮建物でした。舟知家文書なるものが発見されそれを見るために通っていたのです。舟知家文書を知る経緯はその前年の春吉野山のサクラ見物に出かけたおりに偶然舟知さんと出会ったことがキッカケでした。

後日に舟知家の調査を行うというので私もおじゃまをさせていただきました。吉野山の蔵王堂前にある舟知家の薄暗い二階の裸電球の元に木箱に入った古文書があり芳雲社の資料が大量にあったのです。芳雲社と云っても関心がないと思うのですが明治の神仏分離令や修験道禁止令により衰頽した吉野山では修験の伝統により守られていたサクラを伐採する人が現れたため、そのサクラと歴史的な古蹟を守ろうと吉野山の人々により結社をされたのが芳雲社だったのです。この芳雲社のことは町史にも資料不足のためか数行で済まされていました。

この資料を現在文字に活字化するために奈良文化財研究所に寄託されていた資料を見に通っていたのです。墨で書かれた古文は私にとって全文は読めなかったですが研究所の吉川先生のご厚意により教えられ読んでいただきました。芳雲社は明治13年に結社され復興奈良県において県立吉野公園が指定されるまで吉野山のサクラを守ることを主眼にしておりました。今秋には翻刻した資料は本にできる筈ですので会員の皆様へ先にお知らせする次第です。

修験道が禁止された明治維新以降吉野山のサクラを守っていただいたお陰で私たちは 吉野のサクラを見ることができるのです。皆さんとともに吉野のサクラを見る機会を設 けたく思っています。

今回私ばかりの一文になったことをお詫びいたします。

川端一弘

四日市製紙株式会社後の大台ヶ原トウヒ林の伐採について

川端一弘

私は須田の一文から大台ヶ原トウヒ林伐採について四日市製紙株式会社が大台林業を設立して伐採を行ったと記した2002、2003。しかし『日本全国諸会社役員録第31回』1922によると大台林業の設立は大正九年となっている(大正九年十二月設立、社長は熊澤一衛、熊澤は元四日市製紙社員)。この時には四日市製紙は富士製紙に合併されており(合併が正式になったのは大正九年二月)すでに四日市製紙はない。四日市製紙の大台ヶ原の伐採は『104 大台山伐木事業報告綴』に収録されほぼ毎週詳細に本社へ報告されており、伐採は大台林業により行われたのでなく地元の山林組織員を雇い行われたようである。

この大台林業の設立であるが社長に元四日市製紙の重役であった熊澤一衛が社長に就任している。大台林業の設立と四日市製紙の富士製紙との合併には何らかの約束がなされていたのであろうか。大台林業の設立にいたる過程の資料は残されていないが今後の課題である。熊澤一衛の活躍については若干の資料が残されている。

大台ヶ原の伐採は四日市製紙が大正9年2月に富士製紙に合併されたので終息したのであるうか。富士製紙は大台ヶ原の伐採を行わなかったのであろうか。それについては大正9年7月12日の奈良新聞に以下の記事がある。

●吉野森林伐採

富士製紙株式会社にては吉野郡上北山村大台ヶ原山中の正木峠附近、教会堂附近及び松浦の碑を中心とせる地域を伐採すべく曩に其筋へ届出済みとなりたるが、今回更に同山中の谷を中心として同流域七十町歩に渉り伐採する事となり之亦其筋へ届出でたるが、同流域には立木としては針葉樹二万七千本歩、濶葉樹三千柵存在し居り、今般伐採せんとするものは其内の針葉樹のみ約二万本とし、樹種は桧、樅、栂の三種なりと、尚渓谷両岸崩壊の虞れある箇所は全部伐採せず、且つ闊葉樹は総て之れを存置するものなるが針葉樹中大部分は桧にして樅、栂は一町歩に付二十本以上の適当なる母樹を残すの外、目通直径七寸以下の稚樹は保護残存して林野の荒廃を防ぐと同時に天然更新の目的を達成せしむる筈なりと云ふ、因に同流域伐採期日は本月二十日より一月卅日迄なりと

つまり大台ヶ原の伐採は富士製紙に引き継がれている。さらに富士製紙は大台林業 (社長は熊澤一衛)を設立して伐採を継続している。

ここで四日市製紙の経緯について「中京実業家出世物語」赤壁紅堂1926の熊澤一衛の項より長文になるが引用してみたい。

当時の四日市製紙は頗る窮境に遭ったが、(中略) 熊澤氏一社員たる秘書の身でありながら、その明敏なる頭脳と豪快なる度胸とを以て画策経営、ついに会社をその窮状から救ひ上げた。社長の大川平三郎^{註1}が、熊澤氏の力量を認めたのは実にこの時であった。(中略)わづか一ヶ年半の社員勤めで早くも大川社長に深く認められ、四日市製紙株式会社の取締役に抜擢された熊澤氏、それからは極力、会社の悲運を

挽回することに努めたので、流石にマカリかけていた内容もだんだんと回復して来た。そこで社長の覚えは愈々めでたくますます重用され、遂に重盛専務が老齢で退社の跡を襲って専務の椅子に据はる事となった。もちろん、永らく無配当続きの会社は、その頃から儲け出すやうになったのであった。

とあります。熊澤一衛が取締役に名が出るのは「日本全国諸会社役員録」では第24回 1916にある^{註2}。つまり1915年頃ではないかと思われる(国立国会図書館デジタルコレクションには「日本全国諸会社役員録」第23回が欠けている。)。

熊澤は専務取締役であった重盛に頼み四日市製紙に入社するが「四日市製の株を買い集めていた。」という。

火災で本社工場を失った四日市製紙にとって建設中の芝川工場は頼みの綱であった。 重盛信近が大台ヶ原の木材に目を付け大台ヶ原を買収した。この大台ヶ原の木材が四日 市製紙の復興にどれほど寄与したかは分からない。熊澤が取締役に就いたのは大正六年 十一月十九日の大台ヶ原の事業報告にすでに取締役とあることや第24回報告から大正四 年であろうと推定される。また重盛が代表の職を辞したのは「日本全国諸会社役員録第 26回」に社長大川平三郎とあり第25回の年中すなわち大正六年のことと推察される。

旧四日市製紙時代の資料不足により推定という非常手段により熊澤一衛の取締役就任や重盛信近の退任時を推定したが誤りを指摘していただきたく思う。

大台林業に関しては「第三回営業報告書 | というものがある。そこには

大正十年十月一日ヨリ大正十一年三月三十日ニ至ル第三回営業期間ニ於ケル決算ヲ 結了シ営業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及利益金処分案ヲ作製シ監 査役ノ監査ヲ経テ茲ニ株主総会ニ提出ス

営業報告

大正十年十月二十四日名古屋市中区正木町営業所楼上ニ於テ第二回定時株主総会ヲ開キ、第二回大正十年四月一日ヨリ大正十年九月三十日ニ至ル半期間ノ営業成績ヲ報告シ、財産目録、貸借対照表、損益計算書ノ承認ヲ得、利益金処分案ヲ決議ス大正十一年一月十五日名古屋市中区正木町営業所楼上ニ於テ臨時株主総会ヲ開キ、左記目的事項ヲ決議ス

- 一、株式会社井桁商会合併ノ件 大正十年十二月廿五日附ヲ以テ株式会社井桁商会トノ間ニ締結セル合併仮契約 書ヲ承認シ、仝社ヲ大台林業株式会社へ合併ノコトヲ決議ス
- 一、株式会社井桁商会合併契約書実行方法ハ、凡テ取締役ニー任ノ件、株式会社井 桁商会合併契約書実行ニ関スルー切ノ事項ヲ取締役ニー任ノコトニ決議ス
- 一、資本増加ノ件 株式会社井桁商会合併ノ為メ資本金五十三万五千円ヲ増加シ、資本総額ヲ金 一百五十三万五千円トスルコトニ決議ス
- 一、定款改正ノ件 株式会社井桁商会合併ニ依ル増資ノ結果左記ノ通リ定款各條ヲ改正ス

(定款改正を省略する)

大正十一年三月二十四日名古屋市中区正木町営業所ニ於テ臨時株主総会ヲ開キ株式 会社井桁商会合併ニ関スル手続一切完了シタルコトヲ報告シタリ

営業概況

本期間ニ於ケル木材商況ノ金融ハ漸硬シ、事業界亦沈滞萎靡振サル為メニ人気引立 ズ、依然取引活況ヲ呈スルニ至ラサリシモ、当社ハ木材需要推移変還ヲ洞察シ、米 桧輸入ノ有利ナルニ着眼シ、米国木材会(界)ノ巨商ロバートクラー商会ト提携 シ、極力米松輸入販売ニ努力シタル結果、建築界ノ需要ヲ喚起シ売行良好ニシテ、 到底需要ヲ緩和スルコト能ハサルノ盛況ヲ呈セリ

又当社ガ先年販路ノ拡張ト用途ノ宣伝ニ勉メタル樺太材ハ、製函製板原料トシテ前 途益々有望ナルヲ認メタルヲ以テ、本年度ハ富士製紙株式会社へ七万石ノ売買契約 ヲナシ、尚来期ハー層ノ活躍ヲ画策シツゝアリ

大台ヶ原山ノ経営ハ樺太材、米松販売ノ関係上一時出材事業ヲ休止シ、残木整理ニ 依リテ一万束以上ノ間ニ締結セシ、椈木煉瓦百万箇ノ見本取引ニ成功スル暁ニハ仝 山ノ前途益々多望ナルハ言ヲ俟タサルナリ

斯如ク当社ハ堅実ナル積極方針ヲ以テ経営シ、幸ニ別記ノ成蹟ヲ挙クルコトヲ得タルハ欣幸トスル処ナリ、尚将来慎重ノ態度ヲ以テ其経営ヲ誤ラサランコトヲ期スとありその貸借対照表には資産として大台山山林23万0887円89銭、相賀出張所10万1493円12銭が上げられている。ブナ木煉瓦^{胜3}については伊勢新聞の「秋の大台山」に紹介されている。

「伊勢新聞」大正11年10月21日から29日までの夕刊に「秋の大台山」と題する連載がある。その(二)には「相賀村に入り渡辺氏経営の大三挽材工場や熊澤一衛氏が社長とせる大台林業の新しき試みである木煉瓦製作汽鑵の据付工事を見た、据付の任にあたる日郷商会の大塩理事や品川技師長は曰く、此の機械は品川氏の考案せるもので目的は大台山より伐採せるブナを材料として、華氏二百四十度の熱を加へたる品川式乾燥機械に依って材木より樹液を去りて材質を堅牢にして以て防腐の目的を達成し、併せて樹液よりは比重の軽重に依りベンゾールとかクレヲソール等を採集するのである(中略)相賀から大台林業の好意で三人若くは四人一組になって会社の木材運搬用のトロッコに乗って山へ山へと進み行く」と体験記がある。

大台ヶ原への登山は大台林業の木材運搬用のトロッコや鉄策を利用して大台ヶ原へ登山したようである。文中の木煉瓦についてはどれほど製紙会社への利益貢献したのか不明である。さらに(三)においては大台林業の舎宅の場所やトロッコ、インクライン、挽材工場(塩辛谷にある)などを紹介している。最終章である(八)においては「前日の夕、素通りした大台林業の挽材工場の近き山頂伝説の中心である熊笹に覆はれた正木ヶ原や牛石ヶ原を見て樹林の間を潜りつ、、宛も馬背を徒るやうな山頂を猿の様に伝ふて其先端大蛇グラを観た」と紹介している。

「秋の大台山」の連載は大台林業の紹介ではなく大台ヶ原山の案内記であるが大台林

業の片鱗が窺えて面白い。

須田は大台林業が「出材を名古屋に回漕してこれを販売した」1964とある。四日市製紙は井桁商会(「日本全国諸会社役員録第27回」は大正6年3月設立とあり「第29回」には大正8年11月設立とし、合資会社から株式会社へと転換している。)井桁商会は水谷孝三により設立され、大台林業と合併ののち熊澤と水谷とにより業績を上げている。四日市製紙とは木材の仲介として短い間であるが大台の木材を販売したようである。四日市製紙の大台ヶ原伐採作業は当初直営事業として地元の組を傭い行われていたが、設立された井桁商会に伐採事業の一環を依頼し、大正9年2月に四日市製紙を合併した富



士製紙は大台林業を設立している。富士製紙は継続して大台の経営を大台林業により行うことになった。井桁商会は大正10年12月大台林業株式会社に合併が決議され大正11年3月に手続きが終了し正式に合併された。富士製紙時代は大台林業が大台において作業を行ったようである。やがて大台の伐採は須田が語るように材木価格の低下のため中止に追い込まれた。大台に貯木されていた木材は大台林業により搬出されていた。大台林業株式会社の本社は四日市市浜町から名古屋市中区正木町に移転され大台の事業は大台林業の相賀出張所により実施されていた。奈良新聞の記事にあるように大台の樹木が桧であれば建築材としてり利用されたのではなかろうか。

では大台ヶ原の伐採はいつ頃まで継続されたのであろうか。須田は「しかし並々ならぬ交通不便と稀世の

天候不良に防げられ、伐出事業担当者の苦心は尋常一様のものではなかった。斯して困難と戦いながら約一〇年にわたり事業を続けたれ共、大正十四年木材市況の低落により、ついに不採算にたえかねて事業を中止するに至ったものである。」と語っている。大正十五年発刊の書(『大阪府南三重県実業参考録』)には大台林業相賀支店の広告上図があるが以降には見られない。

大台ヶ原の伐採はこの時まで続けられたようである。富士製紙時代の大台ヶ原の樹木 伐採については未調査であるが大台林業の設立は大正9年12月に設立登記されている。 当時の木材市況については詳細に調査していないが課題としてとりあげておく。

大台林業と井桁商会との合併については三重県松阪市の片岡督氏より大台林業「第3回営業報告書」資料を紹介いただいた。紙面をお借りして深謝申し上げます。その他は 国立国会図書館のデジタルコレクションより引用しました。

参照文献

日本全国諸会社役員録、国立国会図書館デジタルコレクションにより参照した。 大台林業第三回営業報告書、片岡督氏の提供によるコピーを参照した。 104 大台山伐木事業報告綴、旧四日市製紙株式会社資料

赤壁紅堂. 1926. 中京実業家出世物語.早川文書事務所(熊澤一衛、水谷孝三の編)

成田潔英. 1956-58. 王子製紙社史.王子製紙社史編纂所

川端一弘. 2002. 四日市製紙による大台ヶ原トウヒ林伐採について補足.生物学史研究70:93-101

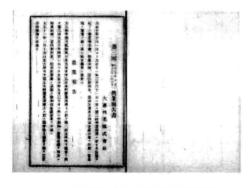
川端一弘, 2003. 修学旅行とトガサワラ 奈良植物研究会会報81:15-17

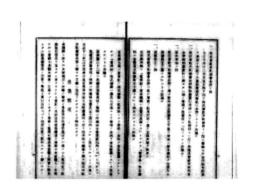
須田忠治. 1964. 大台ヶ原山林『旧富士製紙会社内地工場の山林事業』 私製本

松本作蔵. 1925. 大阪府南三重県実業参考録,実業公益社

- 註1、大川平三郎については富士製紙時代等三井財閥との軋轢など伝記は多い。四日市 製紙の合併にも深く関与した。
- 註2、日本全国諸会社役員録はその年の1月に取材を行っている。そのことから変化は その前年であると推量される。
- 註3、木煉瓦は50年程前までは大阪市内の極一部に道路舗装が残っており、市電軌道と 車道との区別が分かった。その後舗装は単価の安いアスファルトに変り今では木 煉瓦と云っても理解できる人はほとんどいない。昔の馬車や馬の隊列には優しい 舗装でであった。

片岡氏よりいただいた営業報告書を参考までに下図に示す。







牧野富太郎の提言

川端一弘



温室は取り壊され天王寺公園は姿を変えておりますが私が高校生ぐらいまではよく通ったなつかしい温室です。

私が時折入館した温室はサボテンなどが植わっているのみの寂しいものでしたがすで に寂れていた様子でした。

この温室を持つ天王寺植物園へは牧野富太郎が大正11年2月13日に大坂市へ「大坂植物研究所」の設立を提言しており、大阪で成育する有用植物の調査を呼びかけている。

「牧野富太郎植物採集行動録」明治・大正篇(以下行動録と略する)には大正11年2月8日に「樟蔭高等女学校二竹下氏ニ面会シ、大坂植物研究所設計ノ図を製スル事ヲ依嘱ス。」同10日には「研究所ノ設計図ヲ受ク。」12日「大坂植物研究所設立の原案ヲ作ル。」13日に「午前高崎氏ト大坂行、市庁ニ行キ学務課長福士末次郎氏ニ面会、植物研究所ノ目的書、并ニ図面ヲ渡し談話シ午后帰宿ス。」とある。牧野提言書は残っていないようであるが植物研究雑誌の第四巻第五号に「大正十一年二月大阪市庁へ開陳シタ大阪植物研究所ノ趣旨目的」と牧野はその趣旨目的を述べている。

またそれ以前にも牧野は天王寺植物園には関心を示しており竹下英一への手紙に記している。

大正10年(月不詳)14日の手紙には「右ツキヌキサウ、アシタバ、ボタンバ(ウ)フウの三品は大坂天王寺公園へ御配分の程願上候」とあり同じく大正10年11月30日の手紙には大坂植物同好会の箕面での例会で「山中ニてアヲネカブ(ズ)ラの群を見付会員大喜び二御座候、天王寺公園へも衣笠君よき株を持ち帰られ申候」とある。衣笠君は大阪市の職員である。行動録には大正10年11月27日に大坂植物同好会の例会を箕面で開催し

た記事がある。

この植物園への提言は大正11年9月7日消印の絵ハガキには「帰途大坂市庁ニて衣笠君に会ひ又営繕課長の花岡君ニ会ひました、花岡君よりは精敷話を聴きました、今予算編成中ニて来年度より実行する様にしたいとの事でした」とあり提言は実行されるかに思われた。しかしその後には記録はなく実施されなかったようである。行動録には5月8日に「大坂ニ行キ市役所ヲ尋ね、衣笠氏并ニ経繕課長ニ面会用談し、」とあり明くる日9日には「天王寺公園を訪ヒ、衣笠氏并ニ営繕課長ニ会フ、」とある。9月6日には市庁へ衣笠氏を訪れるが不在とあり同7日に市庁を訪れ「大坂市庁ニ衣笠氏を尋ね、又花岡氏ニ会ひ予ニ計画の件を聴ク」とある。牧野は大坂植物研究所の実現に向け努力をした様子である。だがその後大坂植物研究所の記事は見られない。

牧野は大阪市への提言のみばかりでなく招聘^注されたその都度の講演会等においても様々な提言を行っている。其の一例として奈良県の吉野への提言がある。大正9年8月21日の大阪朝日新聞大和版より長分になるが引用してみたい。

洞川に高山植物園を設けよ

吉野山には物産陳列館を 帝大講師牧野富太郎氏談

今夏吉野、大峰、洞川、高取の各地で講演と植物採集とをやった植物学大家牧野富 太郎氏は語る

吉野群山たる大峰山脈や大台ヶ原山はその絶頂がまだ雪原に入っていないから是等 の山地で純高山植物を見ることは困難である、然しその地層は秩父古生層で山中到 る処大岩石がある、即ち天斧を以て削り成したるが如き大岩壁や天際から奈落の底 までも落ち込むかと思はるる程の大瀑布を始め、鬼手怪腕の大巨人がその神鑿を 揮ったやうな天然の大彫刻が随所にあって千様萬態の妙技を現はすのみならず、そ の総てが幾十万年間かの風雨に曝されて美事なる暗灰色を呈している、この岩石類 こそ他には見られない実に国土の精華であって耶馬溪や寒霞渓なども遠く及ばず全 く桁違ひである、而うしてこの美しい岩石の表面を点綴する高山性を帯びた植物 は、更に四辺を美化し現世とかけ離れたその神々しい姿を現しているところ何う見 ても吉野群山の大なる誇りといはねばならないのである、然るに此の貴重な植物を 全く人間界と没交渉に天界に放任するは誠に惜しい、殊に是等の植物は千仞の絶壁 に生育すること、て特別の採集準備をせねば絶対に採れないから、普通一般の登山 者には見ることすら出来ないのである、それで何うしても一部を標本として或る便 利な而かも気候風土の余り変らない場所に移植して閲覧せしめたならば、その裨益 する所蓋し大なるものがあるであらうと思ふ、自分はその位置を洞川に選定した い、洞川ならば海抜三千尺もあって気候風土も好適であり、且年々多数の登山者が 集散するから好都合である、殊に洞川の如き所で唯陀羅尼助丈けの土産では何だか 物足りない心地がする、そこで土地独特のもの即ち高山植物園などを設けて、以て

多数の登山者に酬ゆる所がなくてはなるまいと思ふ、これと同意味に於て吉野山でも吉野物産陳列館を設け郡内の有らゆる物産を陳列し、且吉野桜の研究品をも展観せしむれば興味が多いであらう、大分県の物産陳列所は県庁所在地の大分市になくて遊覧客の多い別府町に設けられているのに見てもその趣旨が分るであらうと思ふ、尚洞川の高山植物園は郡で経営してもよからうが又土地の事業としてやっても面白からう、現に伊香保で黒岩旅館が自館内に高山植物研究所を置き、箱根ではつた屋旅館が同じく高山植物園を設けている、而うして洞川にも設置するならば吉野群山のものばかりでなく日本アルプス返から採集した純高山植物も移殖すればよからう、殊に郡県当局が是等の勝地保存に努めその紹介にも鋭意画策されているならば、日本アルプスは勿論各地の遊覧地をも視察しその登山や遊覧に関する施設を調査して時勢に適応するやうな施設をせなくてはなるまいと思ふ云々

このように牧野は機会ある時々に提言を行っている。そのほとんどは実現していないが岩本武助^{註2}氏のようにその実現のために標本を作製していた(武助氏の実子さんへの取材証言による。その標本も火災にあい無くなったそうである。武助の実家があった村落は廃村になり今はない)。この牧野の講演は現在全く知られていないが、絶滅危惧種の保全など現在でも参考になる意見である。

- 註1 知られていないが牧野は奈良県へも大阪植物同好会の例会で訪れている。また森野旧薬草園へも訪問している。
- 註2 岩本武助は上北山村出身で日浦(国道169号線和佐又トンネルを抜けたところにあった。現在は村落がなくなり廃村)の実家は火災で全焼し、子孫の方が西原に在住されていた。昭和3年の選挙で衆議院議員となる。熊野吉野国立公園設立に努力した。北村家子孫の談話による。

参照文献

大正9年8月21日の大阪朝日新聞大和版 植物研究雑誌第四巻第五号, 1927, 津村研究所

牧野富太郎植物採集行動録明治・大正篇、昭和篇. 2004. 2005. 高知県立牧野植物園川端一弘. 2020. 牧野富太郎竹下英一宛書簡.自費出版

(書簡集は僅かですが在庫があり希望者にはおわけします)

新聞記事による薬草について

川端一弘

大阪朝日新聞のマイクロフイルムから薬草に関する記事を拾ってみると以下の記事(多くの記事があるが大正8年までとした。)がある。図書館のマイクロフイルムは全年月日が揃っているわけでないが明治時代を除けば以下のようである。(県立議会図書館にはあるそうである)

大正5年には石崎勝藏の記事がある。石崎氏は漢方の研究家で本草に詳しい方である。 記事中賽郭翁というのは森野旧薬草園を創設した森野賽郭でその薬園は現在もたくさん の古文書とともに宇陀市松山(大宇陀)に残っている。

次に大正7年に記事がある。この薬草について現在の植物名を考えてみると当帰はトウキ(奈良県では国内移入された大深当帰の名がある)で、白芷(ビャクシ)はヨロイグサ、大黄はタデ科の植物、午膝はイノコズチ、川芎はセリ科の植物といい和名は不詳である、莨菪はハシリドコロという。しかし薬名と現在の植物名については明確なことは判明しない。

大正8年の記事には薬草の産額があげられている。薬草については現種名、和名が分かるものも多いがすべての種名をあげていない。あげられた植物は現在では薬効の疑わしいものも多いが、県下の薬草栽培は盛んであった様子がうかがえる。

江戸時代中国から移入される高価な漢方薬に変る日本産のものを求めて幕府の命をうけて植村正勝(佐平治)たちが全国を探索したが幕府の命により奈良県南部の調査に赴いた。その調査に案内同行したのが森野藤助すなわち賽郭翁である。調査行については上田三平ほか多くの方の著作がある。長文になるが以下に薬草関係記事を引用してみる。大正5年6月11日 大阪朝日新聞大和版より

- ●和薬展覧会 石崎翁の講演 = 大和は売薬国(中略)
- □何首鳥といふ蔓草がある、これは天明年間に渡来した芋の一種らしいがその芋を乾して煎じて常用せば筋骨を強うし髯髪を黒うする上に、人をして子あらしむる滋補の良薬で、翁はこれさへ服んで居れば仙人になれる、即ち僊薬だと云ったが吾国では上野でも発見し近く木津川堤に沢山自生しているさうだ、此木津川堤は上流の山間からいろいろの薬草を流して来ると見え沢山野性があるから面白い
- □宇陀郡は賽郭翁といふ有名な本草学者が出た丈に薬草も栽培せられ、東京大阪に 於ける有名な大薬舗にも同地の出身者が多いが、翁(石崎)は昨年同郡の女高野と 云はる、室生山に登り薬草を採って二十余種を得たが雨中の登山で十分行届かず今 一度行かねばならぬと云っている。

大正7年9月9日 大阪朝日新聞大和版には

●県下の薬草

▽宇陀吉野に多し

戦乱の影響で薬材の輸入杜絶し薬草の栽培と採取が盛んになったことは言ふ迄もない、政府では頻りに栽培を奨励して薬用植物試植園を各地に設置すること、なって 県下でも宇陀郡が候補地となっている

◇宇陀 には松山町に有名な森林薬園(約一町歩)があり、郡農会でも大正四年以

来一般栽培者に対し保護奨励を加ふると共に、薬用植物試植園(約一町歩)を設け て六十四種の薬草を試植している、のみならず事業計画として▲在来薬用植物の保 護▲栽培技術の指導▲生産品の販路調査及び幹施▲講習講談会の開設▲印刷物の配 布▲技術員の設置▲視察員の先進地派遣等を遂行し、多少の保護奨励費を支出す る外に内務、農商務省から毎年各百円宛の奨励費を受けている、而うして従来の ◇栽培 薬草は 当帰、芍薬(以上各町村)、白芷(内牧村)、大黄(政治、宇太、 神戸各村)、午膝(政治、宇太、榛原、内牧、伊那佐各町村)、川芎(内牧、室生、 宇賀志各村)の六種に過ぎないが、往時の全盛時代にはモッと多くの薬草を作った ものらしい、元来土地が薬草にふさはしいと見え郡農会の調査に依ると四十余種も 自生する、其中でアトロビンの原料となる ◇莨菪 は先年朝比奈博士が来郡した 時、岸田助手や中北氏が室生山に自生することを発見したのであるが、其後の調査 に依ると奥宇陀方面にも野生し、それが何れも十数年の星霜を経たものだと判明し た <>吉野 は更に多くの深山幽谷を有し沢山な薬草木が自生している、然し古く から植林が盛に行はれる為に吉野葛の原料さへ得難くなり、本場は終に宇陀に移り 今亦宇陀も絶えなんとしているが、由来山岳重畳で耕地の多きを有せないが故に薬 草の栽培など殆ど行はれない、植林地の間作とすべきものも尠からずあっても林業 の最盛地丈けに左様な面倒な手数のか、ることはないやうである、けれどその ◇ 自生 は実に夥しいもので、嘗て名古屋の薬種問屋右左見直八氏が大峰山脈即ち大 和アルプスで採取した薬草木は

▲隠花植物二十六種▲木本植物六十五種▲草木顕花植物九十九種、合計二百種に近い多数を獲たのでも知り得られる、尚巨細に探求したならば大台、高見方面でも多くを発見するに違ひない、大台ヶ原山では昨夏の講習会開催の際白井博士等が数種あるを掲示したが、本草的薬草木は決してそれどころであるまいと思はれる、日本◇薬局 法で認めているのは百十四種中県下で産するのは二十四種あるさうである、然しこれも薬草学が進めばモッと編入さる、に至るを疑はないが、兎も角これ丈け公認されているのであるからまだ栽培の余地は十分あるのみならず、野生を採取しても価格昂騰の折柄相当に収入があらう、米城大阪府衛生技師は七日宇陀郡で前記の二薬園及び栽培の実地視察を遂げ八日吉野を経て九日再び来市帰阪するさうである

大正8年1月6日 大阪朝日新聞大和版

県下の薬草栽培地たる吉野、宇陀方面にては近来薬草栽培試験又は調査の行はれつ、あるのみならず、昨冬の県会には調査機関の設置に関する建議案通過したるが、県にても本年は県下を通じてこれが基本調査を行ふべき計画あれば、近く着手すること、たるべし、而して右調査の結果相当の施設をなすべく県会に提案さる、に至るべしと

大正8年3月5日 大阪朝日新聞大和版

奈良県下に於ける 薬用植物栽培 ◇種類六十有余◇ 県下に於ける薬用植物栽培 は往昔より盛に行はれ、一昨年贈位されたる宇陀郡松山町の森野藤助翁の如きは 斯界の大恩人とも云ふべく従って翁の在住地なりし宇陀郡地方は其栽培最も盛にし て「川芎」の如きは「宇陀川芎」と称し、日本全国には元より支那までも其名高かりし、然るに其後一時此事業は衰へ殆ど跡を絶たんとせし程なりしが、近年に至り再び復活し来り農家の副業として隆盛ならんとしつ、あるが、今回県にては内務省衛生局よりの照会に接し初めて全県下に亘り薬草栽培状況の調査をなしたり、其結果によれば現在県下に於て栽培又は野生の薬用植物は総計六十余種にて、年産約額五万円(七年度)に上り、宇陀郡最も多く、磯城、吉野之に次ぎ高市郡南葛両郡にても栽培せり、斯く多数の産額を有するは恐らく全国各府県中本県が第一位なるべし、宇陀郡にては目下内務、農商務両省より補助を受け研究旁試験栽培をなし居れるより、其成績に依り県下各郡に対し前記六十余種は勿論、其他の和洋薬用植物の栽培方を奨励する方針なるが如し、今県下栽培の薬用植物名称及び七年度産額を挙ぐれば左の如し

▲砂(沙)参四百五十貫▲升麻五十貫▲前胡百二十貫▲土通草十貫▲独活二百六十五貫▲玄参十貫▲瓜呂根三十貫▲牡丹皮二千八百一貫▲桔梗百貫▲商陸七百三十五貫▲大茴香百貫▲木附子百二十五貫▲呉茱萸二百六十貫▲川芎六百四十貫▲萎蕤六十貫▲葛根五千九百十貫▲芍薬六千九十一貫▲山芍薬四十貫▲牛漆六千四百四十九貫▲夏枯草百四十貫▲厚朴実千個▲白芷三十五貫▲当帰六千五百九十一貫▲大黄一千五百六十貫▲茯苓七百五十貫▲黄柏八百貫▲草大黄六十貫▲東雲草二百五十貫▲百部根四十貫▲さふらん二貫三百匁▲酸奨草三百三十二貫▲黄蓮四百貫▲除虫菊七貫▲橙皮三百八十四貫▲貝母五百三十五貫▲白桃花三十五貫▲当薬三十二貫▲山椒三百七十貫▲甘茶)七百五十八貫▲木通五百二十貫▲五倍子七十九貫▲枇杷葉五十貫▲苦参五十貫▲産午子七十貫▲接骨子三十貫▲茜草根二十貫▲忍冬花五十貫▲山帰来百貫▲虎杖根五十貫▲続断花三十貫▲石昌五十貫▲芥葉百貫▲蒲公英三十貫▲防己三十貫▲弟切草二十貫▲藩椒千五百十八貫▲生薑八千九十三貫▲慈姑四十貫▲香附子三貫▲地黄千八十八貫

短い期間であるが大阪朝日新聞大和版に掲載された記事だけでも以上のものが見られる。大和国では現宇陀市を中心に薬草の栽培が盛んであった様子がうかがえる。砂参、 升麻、前胡、土通草、独活などは現在の種名はどのようなものであったのか。なお上田 三平は自著において薬草の製法などを気している。これ等の多くは薬の成分が少ないと 現在の漢方では使用されないものが多いようである。

新聞記事に掲載された産額も多くのものがある。当時はこれらの産額を誇った県下であるが現在は薬草の栽培は見られない。なお図書情報館に収蔵されている奈良県庁文書(行政古文書)に明治20年代に若草山麓の土産物店で奈良の薬草を販売していた記録が残っている。西大寺で販売されていた豊心丹など著名な薬についても書かれている書物は少ない。

参照文献

上田三平. 1972改訂増補日本薬園史の研究. 渡辺書店吉井実・池田源太. 1987復刻版大宇陀町史. 臨川書店

川端一弘

ナラノヤエザクラは『詞花集』の

「一条院御時、奈良の八重桜を人のたてまつりて侍けるを、そのおり御前に侍ければ、 その花をたまひて、歌よめとおほせられければよめる

いにしへの奈良のみやこの八重ざくらけふ九重ににほひぬるかな

伊勢大輔」(岩波書店、新日本古典文学大系による)。

と短歌の詞書にあることから付けられた和名であるあることは意外に知られていない。 その後の文献には平安時代末の『袋草紙』、『枕草子』などに見られます。流布本により 取り上げられないこともありますが『沙石集』にも東円堂前にあることが記録されてい ます。直接ナラノヤエザクラの名はありませんが私は平安時代の『金葉和歌集』巻五、 賀歌にある八重桜という桜はナラノヤエザクラではないかと思っています。ナラノヤエ ザクラはカスミザクラが突然変異して生まれたサクラです。

禁中翫花と言へる心を詠める

九重に久しくにほへ八重桜 のどけきはるのかぜと志らずや 中納言実行

ナラノヤエザクラはカスミザクラが突然変異して生まれたサクラです。ですから私は伊賀上野の花垣の庄のものは奈良から移植したものでなく現地で誕生したものではと考えています。このサクラについて行動録では牧野富太郎は「ナラヤエザクラと云ふサクラは東京にも一本あります。又これと同種でただ子房一本ある点が違ふのみにて他は其形態の同じき品が下野那須あります。又那須と同じ品のものが秋田県にあります。ナラヤエザクラは奈良と京都のみの桜ではないやうです。存外広い分布を有っています。」と「牧野富太郎植物採集行動録昭和篇」昭和11年7月20日の記事にあります。牧野は三好学との軋轢対抗上ナラヤエザクラとしています。

残っている全部の『沙石集』の翻刻ではないですが『沙石集』にもナラノヤエザクラ の記事があります。東円堂という名前があるため引用しておきます。

奈良の都に八重桜と聞こゆるは、当時も東円堂の前に有り。そのかみ、時の后上東門院、興福寺の別当に仰せて、かの桜を召されければ、掘りて車に載せて参らせける。ある大衆の中に見合ひて、事の子細を問へば「しかじか」と答へけるを、「名を得たる桜を、左右なく参らせらるる別当、返す返す不当なり。僻事なり。且つは色もなし。后の仰せなればとて、是程の名木を争(いかで)か進(まいら)すべし。とどめよ」とて、やがて貝を吹き、大衆を催して打ち留め、「別当をも払ふべし」などまでののしりて、「この事によりて、いかなる重科にも行はるれば、我が身張本に出づべし」とぞ云ひける。

この事、女院聞食し給ひて「奈良法師は心なき者と思ひたれば、わりなき大衆の

心かな、実に色深し」とて、「さらば我が桜と名付けん」とて、伊賀国与野と云ふ 庄を寄せて、花の盛り七日、宿直を置きてこれを守らせる、今にかの庄、寺領たり。 昔もかかるやさしき事ありけるにこそ。

つぎに重要な文献は『七大寺巡礼私記』大江親通(?~1150)です。大江が保延6年(1140)に再び南都古寺を歴訪してできたのが『七大寺巡礼私記』である。

東円堂

在於興福寺東門之北脇、其堂南門之西脇有桜樹、所謂奈良都之八重桜是也、古伝云、此桜一切桜花散之後、始以開敷、是為奇特云 > 、

アハレテフ コトヲアマタニ ヤラシトヤ ハルニヲクレテ ヒトリサクラム 成人云、此歌者在古今和歌集、故人見卯月桜花詠也、即此桜云、、予三月十五日見 件木未咲、誠遅桜也、甚叶故人詠者也、延喜御宇之時、従南都折八重桜備叡覧、干時天皇召蔵人為勅使、令献於伊勢御安所給、勅使申云、可令進和歌之由、□云、、以紅□一重賜御使、令献此歌給云、

イニシへノ ナラノミヤコノ ヤヘサクラ ケフココノヘニ ニホヒヌルカナ 『奈良文化財研究所史料22』より引用しました。ナラノヤエザクラは遅咲きの八重桜であることを語っています。

近年現在文に翻刻された江戸時代の『庁中漫録』にもナラノヤエザクラについて記載されています。(『庁中漫録』 1 翻刻版2016. 奈良県地域振興部文化資源活用課)東円堂前のものは一時枯れ、明王院にあったことが記載され、ナラノヤエザクラは蘖により増殖されていたことが記載されています。その他名所案内記や旅行記、図譜などに記載されたものは多いですが紙面の都合上略します。

明治になると名所案内記、紀行文に東円堂址のナラノヤエザクラが多く案内されています。特に注目したいのは・明治25年(1892)の鳥居武平著『奈良名所案内詞』購文堂8月初版本です。ナラノヤエザクラは

(六六) 八重桜 今は師範学校の門内にあります。此所はもと東円堂の旧地でござる、此桜御一新後すたってござりましたが、博覧会社が碑を建て石柵を設け八重桜の新樹を植へました事でござる

昔一條帝の御時八重桜を奉りたるに歌よめと仰せられしに伊勢大輔 いにしへの奈良の都の八重桜けふ九重ににほひぬるかな

とよまれました、此花は殊に名花でござります|

とあります。博覧会社とは明治七(一八七四)年八月、時の奈良県権令藤井千尋のすすめで、植村久道・鳥居武平・橋井善二郎ら奈良の有力町民が奈良博覧会社(資本金三五〇〇円)を設立し、東大寺の龍松院に本社をおいた。そして翌八(一八七五)年四月一日から六月十九日までの八〇日間、東大寺大仏殿と回廊を会場に第一次奈良博覧会が開かれた。『奈良県の歴史』(2003)山川出版社より。

この碑や石柵は現在も残っています。(残念ですが奈良県の無理解の為工事で石柵が取り払われました)

この八重桜を天然記念物に相応しいと申請したのは岡本勇治です。自身の著書註1で 語っています。大正8年に制度として施行された天然記念物は日本の多くの名桜が各地



から申請され指定を受けています。 残念ながら岡本等の申請書類など は内務省が関東大震災のために全 焼して残っておりません。岡本か らの申請をうけて三好学が天然記 念物としての調査に来県しており ます。大正12年5月6日の大阪朝 日新聞には

人

○三好理学博士 五日午前九時

三十七分来市、奈良知足院境内の八重桜を視察の上、磯城郡初瀬寺の牡丹を観賞、午後六時二十分奈良経由で帰京

とあり岡本の申請により天然紀念物の調査のため三好が来県しております。「天然紀念物調査報告35」1924で三好は「(前略) 知足院ノ奈良八重桜ハ何レノ頃ヨリ伝ハレルカ詳ナラズ、同院ノ外奈良県師範学校ノ門内(興福寺勧善院東円堂のこと)及官幣大社春日神社ノ境内ニモ同様ノ桜アレドモ何レモ小樹ナリ(三好の誤解で春日神社のものは老樹)(後略)」と記しています。また三好は自身の『桜』の原本に全国からサクラの申請があったのでおおいにサクラの研究が進展したことを記しています。(覆刻版では省略されている)

結局知足院のナラノヤエザクラのみが天然記念物の指定1923を受けました。三好は 「日本の桜の研究」1922でPurunus antiquaを発表している。

大正12年には小泉源一が「東亜植物考察」『植物学雑誌』37としてナラノヤエザクラをケヤマザクラ(カスミザクラ)の品種として記載しました。小泉はHab. Japan: Nara, Chion-inn Templa Buddhisticaとしていることである。三好が京都とし特定の場所をささず広範囲を示しますが、具体的に知恩院としていることである。

このようにナラノヤエザクラは植物学者により記載されたが、新聞記事にもその消長が記事となっている。大正14年4月24日大阪朝日新聞、昭和4年3月20日大阪毎日新聞、昭和5年4月16日大阪朝日新聞、昭和5年7月1日大阪朝日新聞などの奈良版です。特に昭和10年5月1日の大阪朝日新聞奈良版には「小清水女高師教授が附属高女中庭で」と発見記事があり、昭和10年5月5日の大阪朝日新聞には県公園課の調査により奈良公園にはたくさんのナラノヤエザクラが成育していたことが記事になっています。

その後も久内清孝(1929)、牧野富太郎「Prunus serrulata L. var. antiqua (Miyoshi) Makino」5(3):13、(1928)香山益彦・香山時彦『櫻』1943晃文舎などナラノヤエザクラについて多くの学者により記載されています。『牧野富太郎植物採集行動録』2005には昭和11年7月20日郵着の封書のなかに「ナラノヤエザクラと云ふサクラは東京にも一本あります。又これと同種でただ子房一本ある点が違ふのみにて他は其形態の同じき品が下野那須にあります。又那須と同じ品のものが秋田県にあります。ナラノヤエザクラは奈良と京都のみの桜ではないやうです。存外広い分布を有っています。」と記しています。現在では遺伝子による解析でナラノヤエザクラはカスミザクラが突然変異したものであることが分かり、平野弘二氏からの私信では高槻にも突然変異したものがあるそうである。ナラノヤエザクラは一本ではなかったのです。

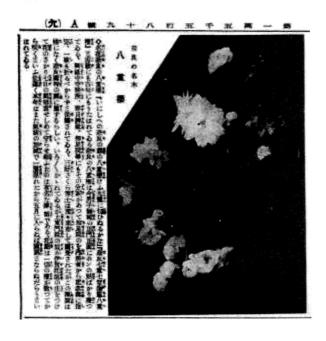
三好学は天然記念物の調査報告書で知足院のナラノヤエザクラの由縁を記載し、写真の撮影者岡本勇治を記しています。三好は岡本勇治を信頼していた様子で38才という若さで亡くなった岡本の追悼文を記載しています。学会の重鎮であった三好が一市井の研究者のために追悼文を書くなどということは皆無であり異例のことです。また岡本勇治もこの桜に思い入れがあったようで息子さんの言によると家にアルコール付けの標本があったそうです。

新聞記事の大正14年4月24日、大阪朝日新聞より以下に引用してみます。

奈良の名木 八重桜

◇名花奈良の八重桜『いにしへの奈良の都の八重桜けふ九重に匂ひぬるかな』

『奈良七重七堂伽藍八重桜』と古歌にも古句にもうたはれている奈良の八重桜は今男子 師範の正門正面にホンの形ばかり残っている、興福寺寺務所、春日神社、知足院等にも





その分家があって知足院のを内務省から記念樹に指定、一枝も折るべからずと保護されている、三好さくら博士は度々来市して調査されたがこの種類は他になく奈良独特の種に属するらしい、いろいろか、れているが上東門院の后が伊賀花垣の庄をつけて花のさかり七日の間宿直せしめて守らせ給ふたのは有名な挿話である、花期は一切の桜が散ってから咲くといふ位遅く、本年はまた気候の加減で一層遅れたから五月に入らねば満開とならぬだらうといはれている

昭和10年5月5日 大阪朝日新聞には 名勝に新点景 甦る古都の名木 公園隈なく八重桜実情調査 県公園課の手で

衰滅に瀕する古都奈良の名木八重桜については奈良女高師植物学教室小清水教授が研究的に隠れた残木の探査を進めているが、一方名勝奈良公園を預かる県公園課では古都観光地の一景物として保存上の立場から、こんど同教室の応援を乞ひまず公園一帯にわたる八重桜の現状調査を行ふに決定、三日同課川島技手は同校久米助教授と共に杜深く匂ひを探ねつ、実地踏査を行った、この結果現存する八重桜は例の天然記念物指定東大寺知足院の古木をはじめ男子師範学校玄関口および既報小清水教授発見の同校附属女学校

庭、高畑町生川清満氏宅などにある八本ほか東大 寺、興福寺、春日神社境内あるひは県公会堂にも 幾分残ってをり、全部で四十八、九本あることが 明らかになった、これらのうち県公会堂のは根廻 り五尺余といふ老大木、二号館前に二本もあって 目と鼻の間にありながらけふまで気付かずにいた ものだが、公園課ではその標本とともにこれを文 部省嘱託三好博士に報告、とくに公会堂の分は天 然記念物の指定方を申請することになった、同課 ではかうして相当残木のあるうへはこれらを元木 として今後ウント繁植し公園内各所に接木増殖を 行って亡びゆく名木を大々的に復活、開花期も幸 ひ四月下旬から五月上旬にかけての遅咲きで、奈 良公園としては藤の見頃までをつなぐもっけの点 景ともなるので風致上からも積極的にこの計画を 進める意向である



発見を記念して碑が建立されたようで今も公会堂の入り口附近には碑が残っている。 「此門内八重桜」と刻まれナラノヤエザクラを案内するものであった。 若草山山麓の「奈良七重七堂伽藍八重桜」の句碑について 句碑は、若草山の山麓北端、手向山八幡宮近くに建てられている。碑文には「奈良七重七堂伽藍八重桜 応需抱一書」とのみあり、ほかには文字は刻印されていない。裏面にも文字はなく、この句碑の建立由来を示すものはない。ためにこの句碑についてはいろいろな由来説が句碑愛好家によりなされていた。

句碑から手がかりとなるものは「応需抱一書」のみである。抱一とは江戸時代の画家である酒井抱一である。句は「応需」とあるように抱一の求めに応じて讃を行ったと理解される。そうであれば讃をおこなったのは誰か。それには抱一の桜の絵を探索しなければならない。刻印された文字からはこのように理解できるであろう。建立については三好学が「桜に関する図書解題略」三八九において

碑は奈良嫩草山の麓に立ち、芭蕉の「奈良七重七堂伽藍八重桜」の句を刻す。 「応需抱一書」とあり、岡本勇治氏の寄贈にかゝる。 としている。

碑は岡本勇治氏の寄贈のようであるが、それでは岡本が建立したのはいつの時であろうか。大正6年2月9日の大阪毎日新聞(紀和版)には「古歌と奈良公園」という記事が掲載されている。

(前略)彼の二月堂の「水取や籠りの僧の沓の音」と云ふ

▽芭蕉の名句 も同堂の稲岡君が信者間を説いて苦心の結果去る大正二年に現在の句碑が建設されたので、斯う云ふ風に猿澤池にも浅茅ヶ原にも建て、行かれたら句碑廻りと云ふ趣味のある遊覧も能(で)きるのである、現在公園にある句碑は二月堂のものと三笠山麓にある同じく芭蕉の「七重八重七堂伽藍八重桜」(原文のまま)と云ふ碑があるのみで、木辻町称念寺の境内に在る芭蕉の「菊の香や奈良にはふるき仏達」と云ふ碑を加へても▽僅に三碑 より無いのである、(後略)

とあり、大正6年には二月堂の句碑とともにすでに建立されていることが分かる。岡本の生年が明治28年(1895)であるから記事に掲載された大正2年(1913)には18歳ということになる。岡本は大正4年11月2日に奈良女子高等師範学校の助手補となっており植物研究の歩を踏み出しつつあった。岡本の生涯については北川尚史「岡本勇治―奈良県植物研究の先駆者―」復刻版『大和植物志』1997に詳しい。岡本(岡本家へ婿養子となる)の生家植田家は50町歩の水田を保有する豪農であった。五男であった岡本は母に寵愛され金銭的に自由であった。句碑の建立がこの間であれば岡本による建立と云うことは十分にいえる。

『植物研究雑誌』にみるナラノヤエザクラ

○牧野富太郎1926植物研究雑誌4「Prunus serrulata L. subsp. pubescens Makino var. antiqua (Miyoshi) Makino」3(4):1、(1926)

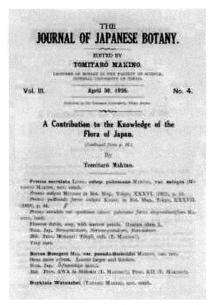
Flowers duble, rosy, with narrow petals. Ovaries often 2. Nom. Jap. Nara-yaezakura, Nara-no-yaezakura, Nara-zakura

Hab. Prov. Musashi: Tokyo,cult. (T.Makinol). Very

牧野富太郎「Prunus serrulata L. var. antiqua (Miyoshi) Makino」5(3):13、(1928)

[Nom. Jap. Nara-yaezakura]

ナラノヤエザクラは大阪の高槻にも成育すると平野 氏より連絡いただいた。ナラノヤエザクラはカスミザ クラが突然変異したものであり牧野富太郎が「牧野富 太郎植物採集行動録昭和篇」にあるように(昭和11年 7月20日の郵便)奈良だけのものでないようです。多 摩森林科学園の遺伝子調査では奈良のものと関東のナ ラノヤエザクラとは遺伝子的には違うものだそうです。 このことは突然変異を証明するものでありときたまカ



スミザクラが重弁化したものが見つかるようです。ナラノヤエザクラは決して奈良のも のだけに限らないようです。

最後にナラノヤエザクラについて分布情報をいただいた平野弘二氏には深くお礼を申し 上げます。

註1 岡本勇治の著書「春日山原始林植物調査報告」1926この著作は奥付部分が欠落しているが調査会報告に新たに謄写印刷された年代を著昨年とした。川端一弘「岡本勇治の著作「春日山原始林の植物調査報告」の著作年について」2003奈良植物研究25などを参照とした。

参照文献は文中に記載したが以下のものも参照した 三好学. 1924. 天然紀念物調査報告35「知足院ノ奈良八重桜」 平野弘二. 1993. ナラヤエザクラの母種と分布. 奈良植物研究16: 25-28 久内清孝「さくらニ現ハル、双生ノ雌蘂」6(6):186-187 (1929) 堀井甚一郎『稽古照今』1943奈良県師範学校「奈良八重桜について」295-296 香山益彦・香山時彦『櫻』「奈良の八重桜」1943晃文舎 『日本の桜』山と渓谷社、ナラノヤエザクラ(カスミザクラの重弁化したもの) 山本正江・田中伸幸『牧野富太郎植物採集行動録』2005

春日山原始林周遊道路問題

川端一弘

春日山を巡る道路は明治30年に完成した林道の拡張を目指して計画されていた。資料は奈良県庁文書『昭和三年起 春日山周遊道路改修一件』、大阪朝日新聞大和版(新聞記事はページの都合で大部分を省略した)などを利用した。

自動車の発展にともない春日山の観光は県にとっても重要な要請であった。このように奈良県では道路の拡張をともなう周遊道路の完成は歴代公園課の課題であった。しかし春日山は大正13年に天然記念物に指定されている。しかも春日山を巡る周遊道路は高額な工事費がともない公園課の予算の範囲内では他に多くの土木費もあり賄えなかった。

工費についてであるが忘れてならないのは奈良公園が特別会計つまり県の予算から独立した独立採算制であったことである。明治24年から奈良公園は主に木材の売却代から得る資金をもとに管理されていた(別項論説)。県公園課では改修費の資金がないことから坂田課長が大軌側に働きかけて寄附を要請したことから事業がはじまる。この大軌の寄付であるが単に大軌側から寄付を出したわけではない。当然その見返りを大軌側は要求をしている。この見返りについては世に知られていることはなく(資料は未公開だった)新聞記事にも触れていない。奈良県庁の文書である『昭和三年起 春日山周遊道路改修一件』には周遊道路の計画に至る経緯の書類が残されている。寄付に対する大軌側の要求である項目が便箋にて県に要求を出している(現在では当然賄賂にあたる)。この論説ではそれらを翻刻して論考した。なお論告では旧字体を可能な限り現在文とした。天然記念物の「記」に関して当時は「紀」が使用されているが考慮せず記載した。

・大正5年6月23日 大阪朝日新聞紀和版 奈良公園=如何に改良すべきか 公園会の計画

中略

□此公園経営は県の特別会計で、公園資金十万円の利子、枯損木売払代、家屋土地 貸下料並に県費補充で年々の手入的改良(多少の創意もあり)も施されつ、ある が、まだまだ前途遼遠である、唯年々栽植しつ、ある杉檜造林(これ迄に百六十萬 余本)が順調に生育し、其間伐期が来たら収入も増加し各般の施設経営も今少し十 分に出来やうかといふ

*新聞記事からも公園が独立採算制であったことが広く知られていた。この杉檜造林であるが芳山や花山に於てドイツからもたらされた法正林という考え方が導入されている。

以下奈良県庁文書(図書情報館所蔵)より引用し、一部は新聞記事を、新聞記事はその都度日時を示した。

奈良県庁文書に大正9年9月22日の起案文書が残されている。

公園道路測量受負命令ノ件伺

公園道路(自水谷川分岐至鴬ノ滝)現在道路延長弐千八百六拾六間五分ニ対シ幅員

拡張并二勾配取直シ等設計致度、就テハ之レカ測量ヲ要シ候モ、現在技術員一名而 已ニ加フルニ目下各方面ニ渉リ各種ノ工事施行モノ多々有之行届兼候ニ付キ、専業 者ニ嘱シ測量致度、該経費計算予定致候処別紙ノ通ニ有之、当市在住ノ測量師小川 宇三郎ナルモノハ相当信用有之人物ニ付仝人ヨリ見積書ヲ徴シ候処別紙ノ通リニシ テ相当相認メ候条、仝人へ受負御下命可相成哉相伺候

(但御決定ノ上ハ必要ナル契約書ヲ徴シ可申見込ニ候モ工事受負上トハー程異ナリタルモノニ付保証金ハ徴セサル)

追而本案御決裁相成候上ハ土木課ヨリ終始監督致居ル事ニ協議相整居候ニ付此 段申添置候

別紙

道路測量製図設計要目(省略) 大正九年九月廿弐日 奈良市北天満町 小川宇三郎 印 奈良県知事木田川奎彦殿

·大正9年9月27日

公園山林部道路、嫩草山麓ヨリ鴬ノ滝ニ至ル現在道路延長弐千八百六拾六間五分測量及製図設計明細書

道路測量請負契約証

・大正9年9月22日 起案文書

公園道路測量受負命令ノ件伺

公園道路(自水谷川分岐至鴬ノ滝)現在道路延長弐千八百六拾六間五分ニ対シ幅員拡張并ニ勾配取直シ等設計致度、就テハ之レカ測量ヲ要シ候モ、現在技術員一名而已ニ加フルニ目下各方面ニ渉リ各種ノ工事施行モノ多々有之行届兼候ニ付キ、専業者ニ嘱シ測量致度、該経費計算予定致候処別紙ノ通ニ有之、当市在住ノ測量師小川宇三郎ナルモノハ相当信用有之人物ニ付仝人ヨリ見積書ヲ徴シ候処別紙ノ通リニシテ相当相認メ候条、仝人へ受負御下命可相成哉相伺候

(但御決定ノ上ハ必要ナル契約書ヲ徴シ可申見込ニ候モ工事受負上トハー程異ナリタルモノニ付保証金ハ徴セサル)

追而本案御決裁相成候上ハ土木課ヨリ終始監督致居ル事ニ協議相整居候ニ付此 段申添置候

別紙

道路測量製図設計要目(省略) 大正九年九月廿弐日

> 奈良市北天満町 小川宇三郎 印 奈良県知事木田川奎彦殿

·大正9年9月27日

公園山林部道路、嫩草山麓ヨリ鴬ノ滝ニ至ル現在道路延長弐千八百六拾六間五分測量及製図設計明細書

道路測量請負契約証

·大正12年1月20日 大阪朝日新聞大和版

激増した自動車 実数の知れた自動車 県下の交通機関調べ

県下の自動車、自転車は近年山間僻地にも普及して著るしくその数を増した、県最近の 調査に依ると客年末現在の県下自動車、自転車数は

自動車百三十台、自動自転車二十九台、自転車二万二千八百十台で

前年に比せば自動車は三十七台、自転車は約五千、自動自転車十二台の激増を示す、自動車を内訳すれば営業用百九台、自家用十一台と外に貨物の営業用七台、自家用三台ある、自転車の著るしい増加は商工業の発展に因る所尠くないが、従来夥しく脱税していたものが警察番号の取付から実数が知れて来たものである、之れ等に依る同年中の死傷者は自動車に依る死者七人、負傷者四十二人、自転車に因る負傷者三十八人ある、又違反としては自動車の刑法違反一取締法令違反七十二人、自転車は前者が一、後者七百六十六件あった

・大正12年4月7日 大阪朝日新聞

公園課長着任

既報県公園課長は六日来県左の如く発布あった

氏は熊本県八代郡植柳村の人、大正六年東大農学科を卒へ七年六月農商務技手となり、 九年十二月東大農学部副手に転じ、十年六月平和博技術員となり同年十二月辞職現在 に及んだものである

阪田静夫 県公園課長を命ず

- ·大正13年12月9日 春日山原始林天然記念物指定。
- ·昭和2年10月11日 大阪朝日新聞大和版

公園の自動車道路 その他の大問題を附議した奈良実業協会役員会

既記今井忠一氏の印度南洋視察講演会に引続き新温泉で開会の奈良実業協会役員会に奈 良ホテル支配人中村伊澤吉氏から

- 一、奈良公園の風致は旧熊そのまま保存せられたきこと
- 一、奈良公園春日山探勝に自動車を利用するため同山周遊道路を適当に修繕または取り 拡げ自転車?運転道筋を登大路から水谷川に沿ひ登山、瀧阪道から高畑へ下る一周 道路とすること、そして右実現の上は公園内旧来の遊覧道筋は自動車運転を遠慮し 徒歩遊覧者の心を緩め安楽に遊覧せしめ得ること、但し人力車の通行は従来通りな

ること

- 一、奈良市は遊覧客誘致及び遊覧客厚遇策を講ずるのほか、学校地(高等教育)として、 その実現努力を継続すること
- 一、県下古社寺就中春日神社、東大寺、興福寺、西の京、法隆寺、多武峯、吉野は本邦の史蹟としてはもちろん東西洋を連結せんとして新大陸を発見した伝説にも関係があらうと推測し得る世界無双の勝地であるから国幣を以て別格の保護を与えられたきこと
- 等の提案があり、大問題も含まれているのでよく研究シ、かつ実査をもとける必要があるので、次回に持越すこと、し散会した

· 同日 奈良新聞

公園の風致を旧態のま、に 外人の眼にうつる旧都 中村マネーヂャー談(内容は省略)

『昭和三年起 春日山周遊道路改修一件』より

御私翰案

謹啓時下深緑之候益々御多祥ノ段奉大賀候、陳者先般来御交渉致居候奈良公園春日山廻遊道路改修ノ件ニ就テハ多大ノ御配慮ニ預リ居候由感謝致候、御承知ノ通リ目下改修道路沿線ハ新緑ニ藤ノ真盛ニテ見事ニ有之、御調査上ノ参考トモ相成ルヘキカト被存候ニ付御案内致度候間、来ル九日午前十時公園課迄御来訪被下度此段得貴意候

敬具

昭和三年五月五日

奈良県公園課長坂田静夫

大阪電気軌道株式会社

庶務課長橋本久一

外関係各課長並係員殿

(欄外) 当日大軌ヨリ庶務、事業、運輸三課長外其他四名計七名、当課ヨリ坂田課長、 大橋技手、小職(増田属) 計三名合計十名

参照

調査員ニ対シテハ鴬瀧休憩所ニ於テ中食提供致度、而シテ費額ハー人宛金二円内外 ノ予定ニ候

御私翰案

謹啓 益々御多祥之段奉賀候

陳者当奈良公園ノ新緑モ目下絶好ノ見頃ニ有之、殊ニ裏山方面ハ幽スイ清新ノ包溢シ御 視察ニ最適ノ候ト被存候ニ付御案内致度候間、万障御繰合セ来ルニ十四日午後一時当庁 迄御来京被下度此段得貴意候 敬具

追而御差支有之候へバ乍御手数其ノ旨御一報相煩度申添候

昭和三年五月十七日

知事名

大阪電気軌道株式会社

社長金森又一郎

専務種田虎雄

支配人中谷春次郎

取締役 (電務課長) 大戸武之

在奈良市大軌重役鍵田忠次郎氏ニ対シ仝行方命ニ依リ電話致候処承諾セラレ候

(欄外) 知事ノ命ニ依リ各人宛ノコト、連名ニスルコト

(欄外) 七月九日中谷支配人、平山事業課長、来課提示 坂田公園課長、小職ト商談 (大阪電気軌道株式会社の便箋である)

- 一、奥山公園道路改修費予算十一万円ヲ限度トシ、向フ六年間十二営業期ニ亘リー営業 期五千円ヲ下ラザル範囲ニ於テ会社ノ都合ニ依リ其額ヲ定メ寄附スルコト
- 一、奈良停留所ヨリ鴬滝ヲ経テ停留所ニ至ル一周線(左廻リ)及停留所ヨリ滝阪鴬滝ヲ 経テ停留所ニ至ル一周線(右廻リ)ニ対シ乗合貸切自動車、馬車及之レニ類似ノ交 通機関ノ営業権ヲ独占的ニ許可シタキコト
- 一、土地使用権
- (イ) 鴬滝及歓喜天附近ヲ抱擁スル約五万坪ノ土地ヲ使用スルコト
- (ロ)沿道景勝ノ地域数ヶ所二各五百坪内外ノ土地ヲ使用スルコト 但シ前記土地ヲ無償ニテ使用セシムルコト
- 一、施設事業

前記使用土地ニハ旅館、料亭、無料、有料休憩所、売店、遊戯設備、林間学舎、其 他遊覧客吸収ニ必要ナル施設ヲナスモノトス

*昭和9年7月9日に提示された大軌の要求である。坂田公園課長と小職、すなわち増田属と大軌側との密約である。県側の意向を示した「寄附採納願」があり9日に大軌の重役会に附議され昭和3年7月12日付で大軌からの「寄附採納願」が提出された。

寄附採納願

一金十二萬円也

但シ

金四万九千円 昭和四年三月三十一日迄二納付

金七万一千円 自昭和四年四月一日至仝九年三月三十一日

五筒年間二毎年度一万四千二百円宛納付

右奈良公園山林部道路(水谷ヨリ鴬ノ瀧ヲ経福井口ニ至ル)改修費トシテ寄附致候ニ就 テハ別紙各項御許可相成度此段及御願候也

追而本文改修費予算ニ残金ヲ生シタルトキハ衒学相成度申添候

昭和三年七月十二日

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪 大阪電気軌道株式会社 取締役社長金森又一郎 印

奈良県知事百済文輔殿

(欄外) 昭和三年十二月五日四万九千円納付済

*7月14日奈良県第180号の受け印の捺印がある

記

- 一、当社奈良市東向停留所ヨリ奈良公園水谷、鴬之瀧及福井口ヲ経東向停留所ニ至ル路 線ニ於ケル乗合貸切自動車、馬車及之ニ類似ノ交通機関、営業許可ヲ願ヒ度キコト 但シ奈良公園水谷看守交番所ヨリ鴬之瀧ヲ経福井口ニ至ル奈良公園山林部廻遊路 線ニ対シテハ前記交通機関ノ営業ハ他ニ許可セサルコトニ致サレ度
- 二、奈良公園鴬之瀧附近一帯、公園地ニ対シテハ濫ニ当社以外ニ之カ貸下セサルコトニ 願ヒ度キコト
- 三、奈良公園山林部廻遊道路沿線ニ於テ茶店、休憩所等設置ノ為メ数ヶ所ニ亘リ土地約 五百坪及鴬之瀧附近ニ於テ旅館、料理、茶店、休憩所、林間学舎、遊戲設備、其他 遊覧者吸引ニ必要ナル施設等ノ為メニ十五ヶ所ニ亘リ土地約二千五百坪ノ貸下ヲ願 ヒ度キコト
- 四、前記第三項ノ旅館、料理、茶店、休憩所其他ノ建設ニ就テハ更ニ図面並仕様書等提出ノ上御承認ヲ受クルコト
- 五、同上建設敷地ノ使用ハ二十ヶ年間トシ公衆ノ用ニ供スル建物敷地ハ無料、旅館、料理等ノ営利ヲ目的トスル建物敷地ニ在リテハーヶ月一坪三銭以内ニ減額セラレ度キコト

(付箋) 警察部長 保安課長 各印

- 第一項 東向停留所ヨリ乗合貸切自動車馬車及之ニ類似ノ交通機関ノ営業許可ヲ予メ承 諾スルカ如キコト及但シ書中交通機関ノ営業ハ他ニ許可セサルコト等予メ承諾 スルハ警察権執行上支障有之ヘキコト、存セラレ候
- *7月14日奈良県第180号の受け印の捺印がある
- · 奈良県指令公第一〇八号

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪

大阪電気軌道株式会社

昭和三年七月十二日願奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄付ノ件聴届ク 昭和三年七月三十日

『奈良百年の歩み』文化編1971より竹下晤(元奈良県観光課長)

*奈良県側の提示した案(7月10日付か) 寄附採納願

一金十二萬円也

任

金何万円也 昭和三年 月 日納附

金何万円也 昭和三年 月 日納附

金何万円也 昭和三年 月 日納附

右奈良公園山林部道路(水谷ヨリ鴬ノ瀧ヲ経福井口ニ至ル)改修費トシテ寄附致候ニ就 テハ別紙各項御許可相成度此段及御願候也

昭和三年 月 日

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪 大阪電気軌道株式会社 取締役社長

奈良県知事

殿

宗民宗和寺

(欄外)

本文

- 一、七月十日坂田課長、小職及町田技手ノ三名大軌本社ニ至リ中谷支配人ニ面接ノ上前 日(七月九日)中谷支配人、平山事業来庁、別紙会社ノ腹案提示ニ基キ攻究ノ結果 本県ノ意見トシテ提示スルモノ
- 二、右提示ノ結果中谷支配人ハ来ル十二日ノ重役会ニ附議、即日何分ノ返事ヲ為ス旨回 答

備考

本文ハ坂田課長知事二提出ノ処、知事ニ於テ承認セラレタツモノナリ

記

- 一、当社奈良市東向停留所ヨリ奈良公園水谷、鴬之瀧及福井口ヲ経東向停留所ニ至ル路 線ニ於ケル乗合貸切自動車、馬車及之ニ類似ノ交通機関、営業許可ヲ願ヒ度キコト 但シ奈良公園水谷看守交番所ヨリ鴬之瀧ヲ経、福井口ニ至ル奈良公園山林部廻遊 路線ニ対シテハ前記交通機関ノ営業ハ他ニ之ガ許可セサルコトニ致サレ度
- 二、奈良公園鴬之瀧附近一帯、公園地ニ在リテハ濫ニ当社以外ニ之ガ貸下セサルコトニ 願ヒ度キコト
- 三、奈良公園山林部廻遊道路沿線ニ於テ茶店、休憩所等設置ノ為メ数ヶ所ニ亘リ土地約何百坪及鴬之瀧附近ニ於テ旅館、料理、茶店、休憩所、林間学舎、遊戯設備、其ノ他遊覧者吸引ニ必要ナル施設等ヲ設置ノ為何ヶ所ニ亘リ土地約何百坪ノ貸下ヲ願ヒ度キコト
- 四、前記第三項ノ旅館、料理、茶店及休憩所等ノ建設ニ就テハ更ニ図面仕様書等提出ノ 上御指示ニ依ルコト
- 五、仝上建設敷地ノ使用ハ二十ヶ年トシ其ノ内向後五年間ハ無償ニ願度コト 参照

- 一、寄付金完納セサルトキハ前記乗合貸切自動車等ノ交通機関ノ営業若クハ公園土地貸 下ノ一部又ハ全部ノ許可ヲ取消スコト
- *欄外に附記された書き入れによると7月9日に坂田達が大軌本社を訪れ、奈良県側の腹案を提示し、中谷支配人が大軌重役会に附議して大軌側の「寄附採納願」が提出された。この採納願が知事により承認されたとある。
- ・7月30日 公園課文書30日施行

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪

大阪電気軌道株式会社

右今般別紙之通奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄附ノ件出願ニ就テハ御採 納相成可然哉

追テ採納ニ就テハ当該奈良公園費ニ於テ予算追加旁々、本件寄附ノ附帯條件第五項ノ公園地使用料ニ関シ県参事会ノ議決ヲ要シ、更ニ之ガ議決ノ上現行公園土地使用料ノ告示ヲ改正セザルベカラズ候ニ付、之等完了ノ上左案指令可然哉

案

奈良県指令公第一八○号

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪

大阪電気軌道株式会社

昭和三年七月十二日願奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄附ノ件聴届ク、但 シ左ノ通心得フヘシ

昭和三年七月三十日

知事

記

- 一、奈良市東向電車停留所ヨリ奈良公園水谷、鴬之瀧、及福井口ヲ経前記停留所ニ至ル 一周路線ニ於ケル乗合、貸切自動車、馬車及之ニ類スル交通機関ノ営業ニ就テハ更 ニ相当手続ヲ履行スヘシ
- 二、土地ノ使用ニ就テハ更ニ実測ノ上公園土地建物使用規則ニ依リ出願スへシ (別案であろう)
- 一、本件寄附金ノ収入ニ就テノ当該奈良公園費ノ追加予算ハ別案ヲ以テ稟伺可致候
- 二、公園地使用料ノ減免ニ関シテハ現行公園土地建物使用規則(別紙参照)第六條ヲ適 用シ公衆ノ用ニ供スルモノニ対シテハ免除シ、旅館、料理等ノ営利ヲ目的トスルモ ノニ対シテハ昭和二年四月一日ノ告示第九十五号公園地使用料額ニ於テ奈良公園ノ 部第九項ノ次ニ赤書ノー項ヲ追加、以テ之ガ減額ヲ期シ度候
- *7月17日起案文書として廃案になった原稿が残されている。以下にそれを示す。 (廃案)

本月十二日付ヲ以テ大阪電気軌道株式会社ヨリ奈良公園山林部道路改修費トシテ金

十二万円寄付出願ニ付、之ガ採納ニ関シテハ別途稟議中ニ有之、而シテ右寄附ノ附帯條件トモ称スへキ五ヶ條項ニ就テハ御許容相成可然モノト思料致候、其ノ形式ハ内諾ノ程度ニ止メ置クヲ穏当ト認メ候ニ付、此ノ旨左案ノ通非公式ニ通知シ寄附採納指令其他ニ於テ何等表示セサルコトニ致度此儀特ニ仰高裁候

案

謹啓 時下酷暑之候愈々御多祥奉賀候

陳者本月十二日付ヲ以テ当奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄附ノ義御申出相成、目下之ガ採納ニ関シ諸般手続中ニ有之、不日決定ノコトニ可相成ト存居候、然シ テ右寄附ノ附帯條件トモ称スへキ御要望ノ五ヶ條項ニ就テハ既ニ上司ノ御諒解ヲ得候間、 左様御承引相成度候

先ハ右御参考迄御通知申上候

昭和三年 月 日

坂田奈良県公園課長

金森大阪電気軌道株式会社長宛

(廃案)

本案、廃案理由

暴ノ立案(七月十二日付起案)即チ寄附採納使例ニ於ケル命令事項第一項交通機関ノ営業及第二項土地使用ニ関スル命令、就中前記第一項交通機関ノ営業ニ就テハ大体許容スルニ異議ナキモ、公文ニ之ヲ明示シ置クコトハ予メ之ヲ許容スルコト、ナリ警察権執行上支障アルヲ以テ之ヲ削除シ、指令ニハ只単ニ「寄附採納ノ件聴届ク」ニ止メ置クヘシトノ警察部ヨリ意見アリ(別紙付箋参照)右ニ対シ「寄附採納ノ件聴届ク」ト為シ置クトキハ却テ寄付附帯條件全部ヲ容認セシモノト解セラレ、且ツ解スベキ当然ト認ムルヲ以テ特ニ許容(此保)セシニアラザルコトヲ明示スルヲ相当ナリ、要スルニ明示スルニ依テ初メテ全部ノ主張ニ副フベキモノナル旨力説セシモ、依然同意ナク依テ止ムナク之ヲ廃案トシ本案起草稟議ノ処、於茲始メテ前説ヲ翻シ前案ニ於テ命令ヲ附シアルヲ適当ト認ムル旨回答ニ付、更メテ前案ヲ廃復活シ本案ヲ廃案ト為セリ

備考

大軌会社ヨリ提出ノ寄附採納願書ニ警察部ノ符箋ハ添付シアリ (採用した指令)

· 7月30日施行

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪

大阪電気軌道株式会社

右今般別紙之通奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄附ノ件出願ニ就テハ御採 納相成可然哉

追而本件寄附ノ附帯條件トモ称スベキ五ヶ事項ノ内、第一項ニ対シテハ予メ許容、第 二項ニ対シテハ要望ノ精神ニ副フヘキ方針ヲ以テ該鴬之瀧附近ヲ管理シ、第三項ニ対シ テハ寧ロ公園トシテハ適切ナル施設ト思料セルヲ以テ之亦大体許容ノコト、シ、第五項 ノ公園地使用料減免ニ関シテハ之ヲ区分シ休憩所、林間学舎、遊戯施設等所謂公衆ノ用ニ供スルモノニ対シテハ公園土地建物使用規則(別紙参照)第六條ニ依リ免除シ、旅館、料理等ノ営利ヲ目的トスルモノニ在リテハ昭和二年四月一日ノ告示第九十五号公園地使用料額ヲ改正シ以テ減額セムトス、蓋シ右告知ノ改正ハ偶々今回ノ出願ニ直面セルヲ以テ之ニ偏シタルノ嫌アルヤモ知レス、然レトモ右地域(鴬瀧付近)ニ対シテハ仝地域発展策トシテ減額ヲ認メ居リシモノナリ、而シテ之ガ改正ニ就テハ県会ノ議決ヲ要スルニ依リ本件寄付金収入ノ予算追加ト共ニ急施事項トシテ、県参事会ニ附議シ之ガ議決ヲ経テ前記諸手続完了ノ上、左案指令ノコトニ致度、尚前陳諸事項ニ就テハ第二案ノ通公園課長ヨリ大軌社長宛大体諒解ノ旨非公式ニ通知可然哉

(一案)

奈良県指令公第 号

大阪府中河内郡小阪町大字下小阪

大阪電気軌道株式会社

昭和三年七月十二日願奈良公園山林部道路改修費トシテ金十二万円寄付ノ件聴届ク 昭和三年 月 日

知事

(二案)

拝啓 時下酷暑之候愈々御多祥(以下省略)

*参考知事在任期間(折原巳一郎知事T2.6. 1—T3.4. 27、川口彦治知事T3.4. 28—、T4.6. 30、木田川奎彦知事T4.7. 1—T11.10. 15、)中略別府総太郎知事T15.9. 28—S2.5. 16、百済文輔知事S2.5. 17—S4.8. 9、笹井幸一郎知事S4.8. 10—S5.8. 25、小栗一郎知事S5.8. 26—S6.5. 4、石黒英彦知事S6.5. 5—S9.1. 31)このころ知事はめまぐるしく替わりそのほとんどが一年ほどの任期である。

坂田静夫公園課長赴任期間 大正10.8. 1―昭和18. (阪田が公園課長を取り上げられた 事情は別に論考)

以下、大阪朝井新聞大和版などを引用します。

·昭和3年5月30日 (大阪朝日新聞大和版)

京都奈良間に自動車道路 奥公園循環道路開設 近畿協会支部の計画

(前略) さらに多年懸案たる自然色豊かな三笠、春日山を廻遊する奥公園循環道路の開設を協会事業として実現し、大自然美に富める奈良公園に遊覧施設をなす計画である

新聞記事には寄附については内容が書かれていない。裏事情を公開されていないのであろう。

・5月31日 (")

公園奥山の回遊道路 大軌と協力して改修

(前略) さらに多年懸案たる自然色豊かな三笠、春日山を廻遊する奥公園循環道路の開

設を協会事業として実現し、大自然美に富める奈良公園に遊覧施設をなす計画である 県公園課では大軌会社と協力して奈良公園奥山の廻遊道路を改修開鑿する意向あり、か ねて同社に交渉中のところ三十日金森社長、種田専務ほか高級社員が来市し赤土内務部 長、坂田公園課長、増田属らと自動車で実地視察を行った、この結果ははたしてどの程 度まで改修に手をつけるか大軌側の肝がきまるであらうと見られているし赤土内務部長、 坂田公園課長、増田属らと自動車で実地視察を行った、この結果ははたしてどの程度ま で改修に手をつけるか大軌側の肝がきまるであらうと見られている

公園奥山回遊道路 改修費を大軌から寄附か

奈良公園奥山回遊道路改修に関し既報大軌側から金森社長、種田専務両氏、県から百済知事、赤土内務部長、坂田公園課長らが三十日実地調査をしたが、大軌側も根本の計画には異議ないらしく、結局県へ右改修費十二萬余円を寄附し同会社の手で奥山の開発をすることになるものとみられる、改修予定線は延長六千間ありチョッと手を加へると有効幅員二間半にはなる見込みで、県ではこれを三期に分ち本年中に第一期工事鶯瀧までを実現したいといっている

春日裏山の自動車道路 大軌の負担で着工

今秋御大典のみぎり大礼使の正式招待により外交団約百名が来県奈良の風光を賞する際ぜひ春日裏山を廻りたい希望があるにつきかねて、県公園課が大軌会社に交渉して改修したいといっている、同山回遊自動車道路計画は一日も早く決定する必要にせまられて来た折からいよいよ総工費十数萬円全部を大軌側が負担し近く設計着工をいそぐことに話がまとまる模様である、しかし時日がないので最初の設計どほり三期に分けた工事はできがたくとりあえず今秋のまに合せにカーヴの急な所や橋の架替など最も急を要する箇所を修理すること、なるらしい

- ・昭和3年6月14日三十万円かけて大軌終点の拡張
- ·昭和3年6月15日

鴬瀧附近に新施設 大軌側の意向

- *現在も鴬滝の横に料亭の跡、基礎土台が残っている。
- ·明治3年6月19日

学究的立場から 回遊道路に反対 春日山の植物群落 保存を脅かすものだと 県公園課が大軌会社と協力して春日山回遊自動車道路をひらき、さらに客足止めの諸設 備を行はんとすることは、奈良市に来る遊覧客を一時間でも長く市内にとどまらす方便となるほか、奈良公園特有の美しさを味はせるため適当の計画だとその実現を期待する向きが多く、大軌との交渉も着々進捗している折から、純然たる学究的立場からこれに反対せんとする向きが現はれ、近くその猛運動前提として上京、本省に陳情せんとまでいきまいているものもある、反対の理由は春日山一帯は内務省指定の名勝地である上に、原始林として天然記念物の保存指定区域ともなってをり、殖物学者が垂涎おく能はぬ貴重な植物群落をなしているため、これが繁茂状態を脅かす近代施設には絶対反対するといふにあり、岡本天然記念物地方委員のごときは本月末上京し、三好、白井両博士らに交渉し反対熱を高めるといっている

公園課の意向

別項―奈良公園裏山回遊道路改修につき学究的の反対はあるも県公園課では「現在の道路を多少改修しまたは橋梁を架替する程度で、名勝または保存指定の意義に反する様な施設をするのではない|といっている

- *新聞紙上に初めて掲載された反対記事?大阪毎日新聞、奈良新聞は? 坂田公園課長の大阪電気鉄道会社との密約。工事費寄附というワイロ
- *「純然たる学究的立場からこれに反対せんとする向きが現はれ、近くその猛運動前提として上京、本省に陳情せんとまでいきまいているものもある」これは岡本勇治をさし、 行政文書の欄外に岡本の行動を監視するようなメモ書きがある。

· 昭和3年11月19日

如何にして復旧させるかゞ問題

春日山を視察した三好博士

天然記念物学界の宝といはれる奈良公園春日山と同山自動車周遊道路との関係を調査する文部省嘱托三好理学博士は十七日午後来県奈良ホテルに投宿、十八日早朝から岡本県 天然記念物調査委員らと降りしきる雨を冒して、周遊道路全線三里にわたり徒歩で一木 一草をいやしくもせず、あるひは道に巻尺をあて、詳細踏査するところあり、午後県庁 に笹井知事を訪ひ懇談をとげた、三好理学博士は語る

三好博士談 「今日は現場を見たので今後どう処置するかは、本省へ帰って報告してからでないと何ともいへない、春日山は自然の国宝といふべきである、これを出来るだけ完全に保存し、将来の日本に残さねばならない、自動車道路が開鑿され、その原始林も破壊されたであらう、既に破壊されたことは仕方がない、今後適当な方法でこれを補はねばならぬ、単に遺憾に思ふだけでは済ませない、将来どう復旧して現状を維持するか、問題である」

笹井知事談 また三好博士と懇談した笹井知事は語る

「これだけの天然記念物で変更を加へるなら、なぜ最初文部省へ相談してくれなかったか、これでは些少の現状変更とはいへないではないかとの話であった、至急手入れをしてくれ夜間照明はしないでくれ、鳥獣保護法を考へてくれなどの注文があり、要するに

これ以上破壊してはいけないといふのである、博士は奈良公園の利用をも考へてよくわかったことを仰しゃったので大体御尤もだと答へて置いた |

なほ目下改修中の春日周遊自動車道路第二期工事は、跡始末の意味で継続することに なっている

○第二期工事

·昭和4年1月6日

春日奥山周遊道路第二期工事測量

奈良公園春日奥山周遊自動車道路の第二期工事は延長九千七百メートルの全区間路幅を 平均二間半とし、これにコンクリートまたは石築の側溝を設けること、し、自動車行違 ひ用の待避場十数ヶ所をも新設するはずで、近日中に測量に着手する

*この「側溝」であるがコンクリートの灰汁の害と違ってすぐには影響が出ない、集中排水や水脈遮断があり長年月の間には周辺の乾燥化など多大な植生に影響をもたらす。阪田は昭和4年12月22日の記事で三好学への反論を企てている。この「道である以上は側溝がないと維持上よくない」という坂田の見解であるがのちのち春日山原始林へ大きな禍根を残すことになる。辻本氏から伺った春日山のイヨクジャクの生育地は柳生街道から妙見宮へ至る道から入った周遊道路と柳生街道との間の小さな渓流地であった。(奈良植物研究会会報に報告がある)個体数は多くなかったそうである。この地は朝日観音や夕日観音などの石仏が点在する場所の下流であるが春日山が乾燥化している地でシダもやや乾燥に強いカナワラビ類の大群落地となっている。もちろんイヨクジャクなどの湿地の生育地とは全く異なった環境にある。

このように側溝の製作は完成時にはすぐに影響が出ないものであるが長年月には乾燥化の影響がもたらされる。現在の春日山瀧坂道などはこの乾燥した状況にありイヨクジャクなどの復元には適さない環境にある。

·昭和4年5月9日 奈良新聞

春日裏山第二、三工事 裏山自動車

かねて工事中であった春日裏山周遊道路漸く完成したので、愈々明二十五日から大軌東 向終点を起点として運転を開始することになったが一週七十銭である

·昭和4年11月17日

天然記念物に禍する料亭や自動車

春日山を視察する三好博士の目的?

文部省嘱托三好理学博士は今十七日来県春日山を視察するが、同山中で改修された自動 車周遊道路が同山天然記念物を脅かすことしきりだと、本省保存課その他関係学者間に 大問題となり、つひに今回の調査となったものであるが、春日山中には将来旅館料理屋 が経営され、夜間も電灯照明をつける計画があるが、著しく本省関係者の気をもませる原因となっているらしい、自動車道路改修後はしきりに乗合自動車や軽快なドライヴをする観光客を迎へているが、これも本省では歓迎せずエンヂンの響き音響、ガソリンなどが珍植物の生育、昆虫などの棲息に害ありといひ、今後旅館建設の暁はために同山特有の貴重な天然記念物たるルーミス・シジミ等やヤマト青蛙□□調査した、三好博士は十七、八両日踏査する予定だが、その結果による本省の今後の出方に注目されている

· 昭和 4 年12月7日

珍蝶への影響を調べる 春日山自動車道路について 文部省が動く

· 昭和 4 年12月22日

春日山の道路 改修を中止せよ 自然の保存に関し内務省から通牒 はしなくも学界の問題となった奈良公園春日山原始林内自動車道路に関してはさきに三 好、内田両博士の視察あり、その後の成行きは注目されていたところ二十一日文部省保 存課長から県あて「同山内における道路改修を中止せよ」との通牒が到達した、同日自 動車道路は目下第二期工事中で来春竣工する予定になっている、右につき阪田県公園課 長は語る

要領を得ない 阪田公園課長談 道路改修を中止せよとは、はたしてどういふことをいふのかハッキリしない、同地域には従来から道があり自動車がやはり通っていたのであるが、道である以上は側溝がないと維持上よくない、今度の工事は主として側溝作業であるが、その作業を中止せよといふのかどうか―、この問題については実地を知っている人には噂ほどでもないと諒解されていることで、目下上京中の知事もこの点につき関係各省へ説明されているはずで、たぶん「中止せよ」との通牒も知事が上京される以前に発せられたものと思はれる、知事は二十二日帰県されるからその時には何かよい結果がもたらされること、思っている

*この「道である以上は側溝がないと維持上よくない」という坂田の見解であるがのちのち春日山原始林へ大きな禍根を残すことになる。側溝の製作により水の流れを集中排水することや水脈遮断により原始林を乾燥化へと導く。この乾燥化の影響は木本類などへ短期間にでるのでなく長期間の間には原始林全体の乾燥化へとつながり草本類やシダなど湿気を好む種類に大きな影響をおよぼし春日山の植生に影響をもたらす。現在春日山に起こっている植生の衰頽などへの影響が大きい。すぐに影響が出ないこうした環境変化は人間の推測を超えたものであり気づかれないことが多い。

・昭和5年6月17日 (奈良新聞)

公園政策の確立と春日山原始林の保存

県公園課の施設改良と相反する史蹟名勝天然記念物保存調査会 茲にも濃き時代

の流れ

県史蹟名勝天然記念物保存調査会は近く開会されることに内定しているが、今次の調査会の内容は年々開発されて文化的施設に一歩を踏み出だしている、奈良公園改良政策がこれら学究的立場にある委員の主義に反するとしてしばしば学界の重要問題化したが、こんどの調査会の主眼目は将来に対する公園政策の確立と春日山原始林の保存方の決定とにあるが、県の同調査会にのぞむ大体の意嚮は次の如きものであるが、これによると公園課のとっている改良政策と全然相容れぬ点が多々あり、プールの新設周遊道路の開設遊覧自動車の通過等は殆ど調査員に於ては肯定されないことが明良となり、今後の公園課の改良政策は殆ど調査会で認められぬやうな奇現象を呈している、それがため知事がこれからの公園改良に如何になすか頗る注目される状況に立ち至る模様で、調査員の主張によると殆ど現状に一指を染め得ぬことになるべく、そこに時代の流れと相当開きのあることは将来に投げられた大きな改良上のなやみとなる訳である、調査会に提案される県の原案は大体次のやうである

▲春日山原始林の保存

- 一、去る大正十三年十二月九日をもって天然記念物に指定された、その地域三百一町一 反二畝廿九歩の春日山原始林は奈良公園内にあるから林内に特有の自生植物及棲息 する動物を一切包括したる土地の現状其侭を保存すべきもので、絶対に現状を変更 なさないことを方針とすること
- 二、天然記念物春日山原始林の保全に影響を及ぼすべき左の様な行為は厳禁すること
- イ、原始林内に於て天然更新を阻害すべき動植物を採集すること
- ロ、原始林内に於て特有又は自生する植物以外の植物花卉等を他より移植すること
- ハ、棲息する諸種の動物を他より放養すること
- 二、林内の間伐、択伐、下刈及樹根、土石の採集を為すこと
- ホ、原始林内に於て喫煙其他火気を用ふること
- 三、原始林内に於ける遊覧自動車の通行は其の都度総て知事の許可を受けしむること、 尚遊覧自動車の回周順路、車台速力、台数、警笛、使用油、運転手及制限等に関し ては左の制限を設け、これを厳守せしむること
- イ、遊覧自動車の回周順路は勾配等の関係上瀧阪より入山せしむること
- ロ、遊覧自動車の車台は『コマーシャル、シャーシー』とし、車体は所謂高級車(速力高度にして索引力強大且機械各部の調節完全なるもの)七人乗以内のものにして自動車新調後二ヶ年以内のもの又は馳駆哩数二万哩以内のもの
- ハ、遊覧自動車の速力は一時間八哩以内とすること
- 二、遊覧自動車は一日三十輌(同一自動車数回回遊したるときは之を数輌として計算するものとす)以内とし其発車間隔は十分以上たること
- ホ、遊覧自動車の警笛は振動及反響の大ならざるものたること
- へ、遊覧自動車の使用油即ち燃料たる『ガソリン』其の他機油は優秀品を仕用せしむる こと

- ト、運転手は運転技術優秀なるものたること
- チ、自動車は日出前、日没後は通行を厳禁すること
- リ、雨天の日は遊覧自動車の入山通行を厳禁すること
- 四、照明設備又は大音響を起す行為

▲奈良公園保存法

名勝地奈良公園は将来一層 其の特徴である古典的気分と自然の高雅である風致とを尊重し、之を維持保存するもの、外一切現状を変改せず、変更を生ずべき行為は許可せないことを以て方針とすること

- 一、天然記念物春日原始林附近一町以内の外は喫煙其他火気を用ふることを禁ずること
- 二、奈良公園内に於ける左の如き設備は、名勝であり且天然を尊重せらる、世界有数の 名公園としてふさわしからぬものと認めるから、将来の施設上慎重の考慮を切望す る

プール遊技場類の設置、休憩所と標榜して飲食店の類を許可すること、又之れがた め公園地を使用せんとする傾向が多くあるの現状変更を禁止すること

- *「奈良公園保存法」とは県の布達ではなく調査会の意見である
- ・昭和5年7月11日 大阪毎日新聞現状維持か 春日山原始林保存など文部省の回答案
- · 昭和 6 年 5 月 30 日

三笠山三重目に周遊道路を新設

奥山巡りは左廻に 変わるらしい大軌の意向

奈良遊覧の勝地春日奥山周遊ドライヴウエーの現在自動車遊行は右廻りに限られているが、このコースは最後に人家街へ出てせっかく原始林美の幽邃に陶然とした感興をそぐのと、瀧坂妙見、大杉教会の参拝に不便があり、大軌会社ではこれを左廻りの逆コースとし、同時に三笠山三重目山頂に周遊道路を新設し、ここから木津川の清流大和平野を眺める遠望をとり入れ、同ドライヴィウエーの欠点を補ひたいとの希望がありこのほど来県の意向を諮っていたが、県でも賛意をもち具体化をはかる模様で、二十八日阪田公園課長は横井同社営業副長、運輸係長と共に同地を視察した

*現在では一大疑獄事件として取り上げられる周遊建設問題であるが当時は資源保護の 方面から反対が論議されただけのようである。

参照文献

『昭和三年起 春日山周遊道路改修一件』 新聞記事は一部のみ引用し本文に掲載した。

興福寺と東大寺の若草山領有地争い 註1

川端一弘

奈良県立図書情報館には「春日神社境内図」という大きな絵図面が保管されている。図書情報館の説明には「本図は東を上にして表装された縦150cm横178cmの春日神社境内絵図である。山や境内の森、建物は、墨筆で描き、吉城川と若草山は淡青色の色彩が施されている。社家・祢宜屋敷などを除く各社殿・坊舎は立体的に描かれ、建物の名称・桁行・梁行・高さ、屋根の別(瓦・柿・桧皮)を細字で記入している。一方、高畑の春日社家祢宜居屋敷を実際の位置よりも北に描いて本図に取り入れている。本館蔵の興福寺境内図(甲)とは連続する図柄であるが、北を上にして表装され別幅に仕立てられている。本図には今の公会堂付近に四恩院があり、車舎(くるまやどり)の北方には一乗院門跡や大乗院門跡の祈祷所や経蔵・道場をもつ安居屋・本談義屋・東新談義屋・北新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・北新談義屋・南新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・南新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・南新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋・市新談義屋は朱線で囲み、寛政3年(1791)9月の焼失が朱書され、四恩院では、十三重塔・道場を朱線で囲み、明和4年(1767)月の焼失が朱書されている。現在の直会殿は法華八講が行われた八講屋で、回廊内東の方に神宮寺殿があり、神仏混淆であった江戸後期の春日社の景観を示している。なお、春日大社、興福寺、天理大学にも同種の境内図がある。」とある。

若草山に存在する石仏について絵図中に示され「好淵云々」の書き入れがあり興福寺



とされていたもの、奈良公園史によると宝暦のころという、1号入り口横の便所付近に 運ばれ建てられている。『奈良公園史』 P44、P47-49、P80、石仏を支える裏石には 文字が刻印され明治五年に有志により建てられたことが記されている。 興福寺の横暴については同様のことが緑池に対しても行われ池が「見鳥居池」であると東大寺領を寺領のように主張している。このことは興福寺境内図に寺領として記載されているが同図書館蔵の「薄家文書」に京都奉行所の裁判結果が図として保管されている。緑池の「みどり」をねじ曲げ「みとりい」とするなど屁理屈も甚だしい。境内図には「若草山并見鳥居之儀者寛延三午年東大寺止及総論候処、京都御役所西大寺招提寺法隆寺三箇寺工取曖被仰附領事共於論所有来法用者是迄之通相勤非常之儀有志候者

御公儀之御取計被成下候様従三箇寺被申上宝暦十達年十二月内済仕今居御公儀之御取計仁御座候 |

絵図の記事には寛延三年(1750)とあるがすでに江戸時代初期の作である「奈良晒」という書物には「緑池」とある。このように興福寺の権勢に押されていた奈良町であるが明治五年の興福寺廃寺の指令には鬱憤を晴らすような文字が見られる。



左石仏、この石像を支える裏石に文字 が刻まれ明治五年に谷底に転がってい たという石像をこの地まで運び建てた 経緯が分かる。

石仏には「南無春日大明神 奉造立供養地蔵菩薩」「勧進衆等乃至普利 天文十九年庚戌六月日好淵敬白」と刻印され好淵とは『多門院日記』に記載ある好淵である。江戸時代に入る前の興福寺の僧侶である。

『奈良公園史』には「明治三十五年 九月に野上神社近くの現地に移建し た。」とあるが資料名は書かれていない。

参照文献

奈良県立図書情報館所蔵「春日神社境 内図」(同じものが天理大図書館にも あるという)

『多門院日記』(県立図書情報館にも刊 行本があります)

註1 この文は2018年に公園事務所へ提出した一文に加筆したものです。

■編集後記

コロナウイルスで自粛が続く毎日ですがお元気ですか。自然史の会では若草山のレンゲツツジ保全作業は令和2年度は会員の皆様が高齢のためまたコロナウイルスのためにやむなく中止に追い込まれましたが、数年前には一重目のローンスキーと云われる区域の裏側に保全区域の柵が設置され一応の成果が見られたと思います。

また一重目の北端では草刈りのあとにナンキンハゼ駆除の伐採が行われ大きく育ったレンゲツツジが誤伐され私たちの保全作業の苦労が報われない年が続きました。山焼きでも焼き払われレンゲツツジ群落の災難の繰り返しでした。大きく育った写真は公園管理事務所にある昭和12年のものがあり、県では戦前では保全に努めていたようです。県のレンゲツツジ保全に関しては前号に掲載しました。令和3年にはどのような開花状況が見られるでしょうか。

ナンキンハゼの駆除については公園管理事務所からの委託をうけ平成23年度において実施し「奈良公園自然史の会12年の歩み」にその経緯を報告し、若草山北端に残った千本桜については平成29年度に調査を行い報告しました。現在ではこの吉野山の千本桜にちなんだ桜は紹介されなくなったそうですがどのようになったでしょうか。ナンキンハゼの駆除については伐り株の幹に直接除草剤を塗布するのが有効です。また大きくなったものは幹にドリル穴を開け除草剤を注入するのが文化庁などが小笠原で実施されています。

若草山の南にある石仏については図書情報館にある絵図を照会して興福寺と東大寺の若草山の所有争いを紹介いたしました。この石仏は現在麓に建っていますが石仏の裏石に文字が刻まれ現地に建てた経緯が判明します。公園事務所では拓本をとったそうです。このように自然史の会では若草山について歴史的な背景にも調査を進めています。会員皆様の調査を期待するところです。今回はページ数の都合上私の未公開文章をばかりになりましたが皆様からの投稿文を掲載したく思っています。

今年度の観察会・講演会はコロナウイルスで実施可能か分からないですが奈良市の大和 田町にある磨崖仏から子供の森へと鳴橋先生が立派な本を出版されたのでそれのお話し を窺うことに予定しています。

自然史 三

発 行 日 令和3年5月31日 発 行 川 端 一 弘 〒631-0045 奈良市千代ケ丘3-1-60 印刷・製本 株式会社 春 日 〒630-8126 奈良市三条栄町9-18

